

## 2 人権施策を推進するための取組み

### (4) 人権感覚に優れた職員の育成

市職員一人ひとりが人権行政の推進者として、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため、一層効果的な研修を推進します。

〈施策の方向性〉

- ・参加型や体験型研修など効果的な研修の推進
- ・効果的な職場研修の推進

①推進のための取組み																																								
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成																																								
②施策の方向性																																								
参加型や体験型研修など効果的な研修の推進																																								
③事業名		④実施期間		⑤所管局																																				
社会福祉施設従事者研修(保育所職員)事業等				子ども家庭局																																				
⑥事業・取組みの内容																																								
<p>【人権全般】</p> <p>保育施設の従事者一人一人が人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため、人権感覚に優れた職員の育成を目的に人権研修に取り組む。</p> <p>【概要】</p> <p>①子ども家庭局保育課主催:「家庭支援推進保育研修会」の実施          ②社会福祉研修所主催:新任保育士研修、中堅保育士研修の実施          ③家庭支援推進保育事業実施保育所(直営8箇所、民間9箇所):所内研修(各月1回)の実施          17箇所×12回×平均15人(1保育所あたり)=3,060人</p>																																								
⑦令和4年度までの実施状況																																								
<p>【参加人数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修名</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>家庭支援推進保育研修会</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td>新任保育士研修</td> <td>130</td> <td>95</td> <td>120</td> <td>116</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>中堅保育士研修</td> <td>114</td> <td>109</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>職場内研修</td> <td>3,060</td> <td>3,060</td> <td>3,060</td> <td>3,060</td> <td>3,060</td> </tr> </tbody> </table>								研修名	H30	R1	R2	R3	R4	①	家庭支援推進保育研修会	100	90	44	48	49	②	新任保育士研修	130	95	120	116	109	中堅保育士研修	114	109	0	83	63	③	職場内研修	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060
	研修名	H30	R1	R2	R3	R4																																		
①	家庭支援推進保育研修会	100	90	44	48	49																																		
②	新任保育士研修	130	95	120	116	109																																		
	中堅保育士研修	114	109	0	83	63																																		
③	職場内研修	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060																																		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																								
評価		<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためオンラインや人数制限を行った研修もあったが、職場内での研修を充実し、職員一人一人が子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うために、倫理観を養い人間性を高めるとともに、保育所職員としての職務の理解や責任の自覚を促すことができた。また参加型の研修では、グループ討議などを通じて相互理解を深め、家庭支援の立場で自らの保育を振り返る機会となった。</p>																																						
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																								
<p>職員自らが、人権感覚を高め、保育の質の向上を図ること。          また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていけるように啓発をしていく。</p>																																								
⑩令和5年度以降の実施計画																																								
継続的に実施し、人権感覚に優れた職員の育成に取組み、更なる保育の質の向上を図る。																																								

①推進のための取組み		
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成		
②施策の方向性		
参加型や体験型研修など効果的な研修の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
職場研修(人権研修)	昭和54年度～	総務局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権行政を主体的に推進する判断力と実行力を養い、人権意識を高めることを目的に、全職員を対象として人権問題に関する職場研修を行う。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>毎年度、各職場(課単位)において、職場研修を年2回(前期・後期)実施している。 また、職場研修の効果的な実施にあたり、研修教材の貸出し等を行っている。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>継続的に人権研修を実施することで、全職員が定期的に人権について考える機会を設けることができ、職員の人権意識の向上を図ることが出来ていると考える。</p>	
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続的な取組みが必要</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>継続して実施し、職員の人権意識の更なる向上を図っていく。</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成		
②施策の方向性		
参加型や体験型研修など効果的な研修の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
階層別研修		総務局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>人権・同和行政の取組みを学び、人権問題解決に向けた理解を深めるために、各階層別研修において人権研修を実施する。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>関係局と連携し、各階層に応じて、人権・同和行政の現状と課題などのテーマに沿った人権研修を実施。研修の手法としては従来からの講義形式での研修以外に、グループワーク形式での参加型研修や視覚障害者への接遇などの福祉体験を行う体験型研修を行うなど内容を充実させることで、職員として必要な人権意識をさらに高めていくものとなっている。</p> <p>(人数は、令和4年度修了者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員(前期)研修 159名</li> <li>・新規採用職員(後期)研修 161名</li> <li>・採用2年次職員研修 172名</li> <li>・採用3年次職員研修 172名</li> <li>・採用6年次職員研修 131名</li> </ul>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>節目において、人権研修を行うことで、これまで学んできた知識の振り返りと、新たな立場での人権に対する考え方を認識する機会となっている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>関係局と連携し、受講対象となる階層の検討や受講者アンケートの活用など、必要に応じて効果的な見直しを行い、継続的に取り組んでいく。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>継続して実施し、職員の人権意識の更なる向上を図っていく。</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成		
②施策の方向性		
参加型や体験型学習など効果的な研修の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
文書事務研修・階層別研修等による行政文書等へのユニバーサルデザインフォント(UDフォント)体の使用の推進	令和3年度～	総務局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
本市が作成する文書について、障害者・高齢者等を含め誰に対しても読みやすく、わかりやすい文書とするため、UDフォントの使用の推進を研修等を活用して、各所属や職員に周知していく。		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>令和3年11月～令和4年3月 UDフォントワーキンググループでの検討</p> <p>令和4年1月 障害者団体、高齢者団体、市職員へのUDフォント使用についてのアンケート調査実施</p> <p>令和4年3月 「行政文書等へのUDフォント体の使用について(依頼)」の通知発出</p> <p>令和4年4・10月 新規採用職員研修にて、UDフォントの使用を推奨</p> <p>令和4年6月 政令市でのUDフォントの使用状況の調査</p> <p>令和4年6月 全庁でのUDフォントの使用状況の調査</p> <p>令和4年7月 採用3年次研修にて、UDフォントの使用を推奨</p> <p>令和4年8月 全職員対象の「文書事務研修」にて、UDフォントの使用を推奨</p> <p>令和5年1月 全庁でのUDフォントの使用状況の調査(令和4年6月調査で未使用の局等のみ)</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>市民及び職員から、明朝体及びゴシック体に比べ、UDフォントで作成した文書の見やすさ、誤読のしにくさ等について検証できた。</p> <p>各種の研修を活用し、UDフォントの使用を広く周知することができた。</p> <p>全庁での使用状況を調査し、全ての局区室等でUDフォントの使用を確認することができた。</p> <p>政令市での使用状況を調査し、他都市での取組状況を確認することができた。</p> <p>この取組は、SDGsやインクルーシブ社会の形成及び市職員の人権意識の啓発につながることから、検証結果を踏まえ、総務局内及び全庁向けにUDフォントの使用について通知を発出するとともに、今後も文書事務研修・階層別研修等において、UDフォントの使用を推奨していく。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
UDフォント体の使用を踏まえ、誰に対しても分かりやすく、読みやすい文書の作成への取組の推進		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に全庁に対して、UDフォントの使用状況等の調査を実施する。</li> <li>・文書の性質に応じたUDフォント体の使用基準の作成に努める。</li> <li>・各所属や階層別研修での文書事務研修等の機会を通して、UDフォント体の使用を推進する意識付けを強化する。</li> </ul>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成		
②施策の方向性		
効果的な職場研修の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
同和対策課・地域交流センター職員の資質向上	平成17年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>人権文化のまちづくりを推進するため、地域交流センターや同和対策課、人権文化推進課の職員を対象に、初任者研修、人権啓発推進者養成講座、人権相談従事者研修、運動団体の研究集会など、各種研修に参加・受講させ、資質を高める。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任職員研修、新任館長・次長研修(平成17年度～)</li> <li>・地域交流センター職員マナー講座(平成23年度～)</li> <li>・指導者養成講座・基礎編(平成17年度～)</li> <li>・指導者養成講座・発展編(平成18年度～)</li> <li>・指導者養成講座・コーディネーター編(平成25年度～)</li> <li>・人権相談従事者研修[主催:福岡県](平成20年度～)</li> <li>・全隣協、県隣協研修会(平成17年度～)</li> <li>・各種研究集会(平成17年度～)</li> <li>・その他、福祉制度の改正等に伴う研修への参加促進(随時)</li> </ul>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	人権啓発活動、交流事業、相談事業等における中心的、指導的役割を果たせるよう、業務に支障のない範囲で積極的に各種研修会に参加させている。職員の資質の向上に寄与している。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
継続的な取組みが必要。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
・地域交流センター職員研修の充実を図ることにより資質の向上を目指す。		

①推進のための取組み																				
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成																				
②施策の方向性																				
効果的な職場研修の推進																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修	平成22年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【人権全般】</p> <p>児童・生徒の自殺を予防するための取り組みとして、平成21年度に制作した小中学生向けの自殺予防パンフレットの活用に向けて、教育委員会と連携のうえ、市内小中学校のスクールカウンセラー・教員・保護者等を対象に研修を実施する。</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>0回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延208名</td> <td>延201名</td> <td>0名</td> <td>118名</td> <td>60名</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	6回	6回	0回	1回	2回	参加人数	延208名	延201名	0名	118名	60名
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
回数	6回	6回	0回	1回	2回															
参加人数	延208名	延201名	0名	118名	60名															
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>教員及びスクールカウンセラーに対し、自殺対策及び児童・生徒の自殺予防について正しい知識の普及を図ると同時に、学校現場で活用できるツールを提供することにより、教員及びスクールカウンセラーの意識向上を図る機会となっている。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>研修を受講した教員・スクールカウンセラーを中心として、学校全体への周知・理解をさらに広げていきたい。</p>																				
⑩令和5年度以降の実施計画																				
<p>継続実施</p>																				

①推進のための取組み																																																								
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成																																																								
②施策の方向性																																																								
効果的な職場研修の推進																																																								
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																																						
ゲートキーパー養成研修の実施	平成20年度～	保健福祉局																																																						
⑥事業・取組みの内容																																																								
【人権全般】																																																								
<p>地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成するため、次の3種の研修を行う。</p> <p>(1)区役所職員向け研修  (2)かかりつけ医うつ病対応力向上研修  (3)民生委員・ケアマネージャー等対象の研修</p>																																																								
⑦令和4年度までの実施状況																																																								
<p>(1)職員向け研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>10回</td> <td>7回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延727名</td> <td>延590名</td> <td>延383名</td> <td>延555名</td> <td>延453名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)かかりつけ医うつ病対応力向上研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>44名</td> <td>43名</td> <td>39名</td> <td>33名</td> <td>59名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)民生委員・ケアマネージャー等対象の研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>70回</td> <td>80回</td> <td>34回</td> <td>53回</td> <td>70回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延2,771名</td> <td>延3,074名</td> <td>延694名</td> <td>延1,381名</td> <td>延2,533名</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	10回	7回	4回	5回	6回	参加人数	延727名	延590名	延383名	延555名	延453名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	1回	1回	1回	1回	1回	参加人数	44名	43名	39名	33名	59名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	回数	70回	80回	34回	53回	70回	参加人数	延2,771名	延3,074名	延694名	延1,381名	延2,533名
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																			
回数	10回	7回	4回	5回	6回																																																			
参加人数	延727名	延590名	延383名	延555名	延453名																																																			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																			
回数	1回	1回	1回	1回	1回																																																			
参加人数	44名	43名	39名	33名	59名																																																			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																			
回数	70回	80回	34回	53回	70回																																																			
参加人数	延2,771名	延3,074名	延694名	延1,381名	延2,533名																																																			
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																																								
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>自殺対策の研修において、社会全体で取り組むべき問題として、自殺の現状、うつ病等の精神疾患、遺された人(自死遺族)への支援等について、正しい認識と理解を得られる機会となった。</p>																																																							
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																																								
関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。																																																								
⑩令和5年度以降の実実施計画																																																								
継続実施予定																																																								



①推進のための取組み		
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成		
②施策の方向性		
効果的な職場研修の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市民センター館長研修会	平成15年度 以前～	市民文化スポーツ局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>地域におけるコミュニティ活動や生涯学習活動について、必要な知識を学ぶとともに、館長の果たすべき役割について考える。また、地域づくりの拠点である市民センターの館長として必要な能力の向上を図る。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>毎年度実施している市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを実施した。 (令和4年度研修回数:1回)</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>市民センターで実施する人権学習の必要性について理解を深め、館長の資質向上を図ることができた。</p>	
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続的な取組が必要。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを引き続き実施。</p>		

①推進のための取組み																				
第3章 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成																				
②施策の方向性																				
効果的な職場研修の推進																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
管理監督者人権研修	昭和61年度～	総務局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>【人権全般】</p> <p>管理監督者として、人権問題への理解を深めることで、職場における職員の人権意識の向上を図るため、管理監督者を対象とした人権研修を実施する。</p>																				
⑦令和4年度までの実施状況																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度までは、全部長・課長を対象に実施。</li> <li>平成19年度からは、職場研修で直接指導を行う課長・係長(昇任して3年次)を対象として実施。</li> <li>平成23年度以降は、人権行政に造詣の深い講師を招いて人権講話を実施。</li> <li>平成27年度以降は、人権講話と併せて、職場研修の具体的手法を学ぶ講義を実施。</li> </ul>																				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="5">修了者数</th> <th>(単位:人)</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>R1</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>140</td> <td>133</td> <td>128</td> <td>138</td> <td>128</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			修了者数					(単位:人)	H30	H31	R1	R3	R4		140	133	128	138	128	
修了者数					(単位:人)															
H30	H31	R1	R3	R4																
140	133	128	138	128																
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価																				
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>職場研修等で指導的な役割を担う課長・係長自身の人権問題への理解をさらに深めるとともに、指導する上での具体的な手法を学ぶことで、職員全体の人権意識の更なる向上に寄与している。</p>																			
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>関係局と連携し、受講対象となる階層の検討や受講者アンケートの活用など、必要に応じて効果的な見直しを行い、継続的に取り組んでいく。</p>																				
⑩令和5年度以降の実施計画																				
<p>継続して実施し、職員の人権意識の更なる向上を図っていく。</p>																				

## 2 人権施策を推進するための取組み

### (5) 行政施策の評価と検証

人権尊重の視点に立った行政施策の評価や検証を行います。また「北九州市人権施策審議会」において、人権行政を市民の視点で見守るとともに、本市の人権施策の推進にかかる基本的事項を調査審議します。

#### 〈施策の方向性〉

・人権尊重の視点に立った行政施策の評価・検証

①推進のための取組み		
第3章 2-(5) 行政施策の評価と検証		
②施策の方向性		
人権尊重の視点に立った行政施策の評価・検証		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権行政指針関係事業の概要	平成20年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>「人権文化のまちづくり」をより積極的に推進するため、「北九州市人権行政指針」に掲げた施策の方向性に沿った事業の進捗状況について、事業ごとに所管する部署が自己評価を行ったものを取りまとめ、人権施策審議会の審議を経て、「北九州市人権行政指針関係事業の概要」として公表する。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>平成20年度から毎年度、「北九州市人権行政指針関係事業の概要」を作成し、公表している。平成23年度より様式を改め、事業ごとの課題、問題点の項目を設け、自己評価を促す様式に変更した。</p> <p>また、平成27年度にも様式を改訂し、人権行政指針の施策の方向性に沿っているかどうかの評価結果を踏まえた課題と見直しについての項目を設け、評価内容を次年度以降の計画に反映しやすい様式にした。さらに、令和2年度には評価項目の「概ね指針どおり」「課題あり」に「一部課題あり」を加え、評価に幅を持たせた。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>市全体における、人権行政指針関係事業の進捗状況についての評価及び検証を毎年度実施することにより、行政全体で、人権尊重の視点に立った施策が推進されているかどうかを確認することができている。各事業担当課等においても、「人権尊重」の視点からの事業評価ができ、行政総体としての人権施策の推進を図ることができている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>人権施策審議会委員等からの意見も踏まえ、より効果的な評価システムとなるよう、今後も検討していく。</p>		
⑩令和5年度以降の実実施計画		
<p>評価システムとしての資料のあり方の検討</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(5) 行政施策の評価と検証		
②施策の方向性		
人権尊重の視点に立った行政施策の評価・検証		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
第9期北九州市人権施策審議会	令和5年度～ 令和7年度	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>本市の人権施策の推進に係る基本的事項を調査審議するとともに、人権行政を市民の視点で見守る第三者機関として、人権に関する見識が高く本市の状況に精通している学識経験者等からなる「北九州市人権施策審議会」を設置している。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>平成15年7月に第1期人権施策審議会を開催した後、継続して設置している。(任期2年)  第8期審議会:令和3年8月2日～令和5年8月1日(開催回数:4回)  本市の人権教育・人権啓発の取組み及び北九州市人権行政指針関係事業の概要について専門的立場や市民の視点から意見を伺った。  主に、「北九州市人権行政指針関係事業の概要」や、「人権教育・人権啓発」、「コロナ禍における人権行政」等について意見をいただいた。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>継続して人権施策審議会を設置することによって、継続的に本市の人権行政施策の評価や検証を実施することができた。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>限られた時間の中、効果的な審議の場となるよう議題等を適切に選定する必要がある。今後も北九州市人権行政指針の適切な評価が行えるよう運営していく。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>令和5年8月に第9期審議会を発足し、継続実施。必要に応じてオンラインを併用して審議会を開催する。</p>		

## 2 人権施策を推進するための取組み

### (6) 人権のネットワークの充実

行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等との連携を充実・強化し、人権を尊重したまちづくり活動を促進します。

#### 〈施策の方向性〉

- ・国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進
- ・地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実
- ・ネットワークを活用した人権に関する情報の効果的な提供

①推進のための取組み																	
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実																	
②施策の方向性																	
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進																	
③事業名	④実施期間	⑤所管局															
ふれあいフェスタの開催	平成17年度～	保健福祉局															
⑥事業・取組みの内容																	
<p>【人権全般】</p> <p>人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体による出展(活動の紹介・展示・販売)などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベント。</p>																	
⑦令和4年度までの実施状況																	
<p>平成17年度から開催。 会場は、平成25年度までは西日本総合展示場新館、平成26年度からはウェルとばた。 平成27年度からは、ステージイベントを障害者芸術祭と共同開催している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【来場者数】</th> <th colspan="3">(単位:人)</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,400</td> <td>3,500</td> <td>0</td> <td>2,400</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>			【来場者数】		(単位:人)			H30	R1	R2	R3	R4	3,400	3,500	0	2,400	3,500
【来場者数】		(単位:人)															
H30	R1	R2	R3	R4													
3,400	3,500	0	2,400	3,500													
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																	
評 価	<p>これまで、ステージイベントの実施やパネル展示等を通じて、多くの市民に人権問題を身近に考える機会を提供することができた。 「ふれあいフェスタ2022」の来場者アンケートでは、回答者の約92パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考えられる。</p>																
概ね指針どおり																	
一部課題あり 課題あり																	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																	
<p>ブース出展やステージイベント等について、引き続き、人権について考えるきっかけづくりや来場者数の増加を見込める内容を検討する。</p>																	
⑩令和5年度以降の実実施計画																	
継続実施																	

①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権啓発活動ネットワーク協議会	平成10年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会及び北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、法務局、人権擁護委員協議会及び周辺自治体と相互連携して、人権啓発活動を総合的、効果的に実施する。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>(福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会)  構成団体:福岡法務局、福岡県人権擁護委員連合会、福岡県、福岡市、北九州市、  (公財)福岡県人権啓発情報センター、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会  議:年3回(活動計画、情報交換、活動報告)  活動内容:同和問題啓発CM放送、ふれあいフェスタ、HP開設他</p> <p>(北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会)  構成団体:福岡法務局北九州支局(事務局)、北九州人権擁護委員協議会、北九州市、中間市、芦屋町、  水巻町、岡垣町、遠賀町、福岡法務局行橋支局、行橋人権擁護委員協議会、行橋市、豊前市、  苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町  議:年2回(活動計画、情報交換、活動報告)  活動内容:人権啓発マッチ(ギラヴァンツホームゲーム)、ふれあいフェスタ、人権の花運動、  HP開設他</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>国、県の機関及び県内の市町、人権擁護委員などの団体と連携を密にし、共同で事業を実施することによって、より効果的な啓発活動の実施が可能になっている。</p> <p>令和4年度の人権啓発マッチ(ギラヴァンツ北九州)での共同啓発やふれあいフェスタ2022へのブース出展等において、法務局及び北九州人権擁護委員協議会と緊密に連携を取り、啓発効果の向上を図れた。法務局及び北九州人権擁護委員協議会がふれあいフェスタ会場で実施したポッチャ体験には、147名の参加があり、盛況かつ楽しい雰囲気の中で、人権啓発が実施された。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「人権文化のまちづくり」は社会全体で取り組むことが必要であり、そのためには、国、県等の行政機関はもとより、地域に密着した人権啓発活動に取り組んでいる人権擁護委員との連携が不可欠である。今後も、より一層連携を充実・強化して効果的な人権啓発活動を行いたい。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続実施		



①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権啓発マッチ	平成26年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>幅広い層の市民を対象に人権意識の高揚を図ることを目的とし、北九州市のプロサッカーチームであるギラヴァンツ北九州と連携し、PRブースの設置や場内アナウンス等を行う人権啓発マッチを実施するもの。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>【R4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 6月26日(日)18:00キックオフ(VSカマタマーレ讃岐)</li> <li>・場所 ミクニワールドスタジアム北九州</li> <li>・来場者数 2,480人</li> <li>・啓発活動内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>モモマルくんによるキックインセレモニー</li> <li>大型ビジョンでの人権啓発動画放映</li> <li>ギラン1日人権擁護委員委嘱状交付式</li> <li>紙うちわの制作・配布(1,000枚)</li> <li>ブースを設置し、啓発用チラシや「モモマルくんと考えよう」などを配布</li> </ul> </li> </ul>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市内プロスポーツチームであるギラヴァンツ北九州と連携したホームゲームでの啓発活動により、動画放映や、ハーフタイムPR、スタジアムDJのアナウンス等様々な方法で啓発活動を実施し、多くの市民への理解の促進に繋がったと考えられる。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
引き続き、より一層市民の人権意識の高揚を図るような啓発手法を工夫し、実施していく。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続して、様々な人権課題についてスポーツチームと連携した啓発を行う。		

①推進のための取組み														
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実														
②施策の方向性														
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
いのちをつなぐネットワーク事業	平成20年度～	保健福祉局												
⑥事業・取組みの内容														
<p>【人権全般】</p> <p>地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、「すべてのいのちを大切に」という強い信念のもと、行政として地域を支援する新しい仕組み「いのちをつなぐネットワーク事業」を推進するもの。</p> <p>この事業は、行政が地域の中に入り込み、地域福祉の面からの地域づくりを住民と協働することが不可欠である。各区に配置した「いのちをつなぐネットワーク担当係長」が地域に出向き、支援が必要な人の相談を受け、必要なサービスにつないだり、地域で活動する民生委員等の手助けをしている。</p>														
⑦令和4年度までの実施状況														
<p>【会合参加数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,443</td> <td>1,669</td> <td>1,530</td> <td>904</td> <td>835</td> <td>1305</td> </tr> </tbody> </table>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1,443	1,669	1,530	904	835	1305
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度									
1,443	1,669	1,530	904	835	1305									
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
<p>評価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>「地域の課題を地域で考え、地域で解決する」ための環境整備を促進するため、自助・共助の取組みを支援・啓発してきた。具体的には、担当係長が積極的に地域に出向き、地域と行政の橋渡し役として活動した。このことにより、地域で見守りや支えあいを行う住民、特に民生委員から活動がしやすくなったという声が上がっている。</p> <p>また、ネットワークのさらなる強化、拡大に向けて、民間企業・団体への働きかけを図っている。そのため、民生委員・児童委員、地域、市民活動団体等との連携・協働を図る事業となっている。</p>													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
<p>今後も「地域の課題を地域で考え、地域で解決する」ための環境整備を行い、自助・共助の取組みを支援・啓発していくことが重要である。そのために関係団体・機関と行政の連携体制の再構築と、市役所内部の連携機能の強化が必要であると考えます。</p>														
⑩令和5年度以降の実施計画														
<p>○いのちをつなぐネットワーク推進会議の開催</p> <p>○協力企業・団体の拡大、強化を図る</p>														

①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
地区民生委員児童委員協議会会長研修会	平成15年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>地域福祉を推進するにあたり、民生委員児童委員の活動はたいへん重要な役割を果たしている。地域の民生委員の代表である地区会長に対して、本市の重要課題の一つである人権問題を中心に、昨今の福祉課題を的確に捉える研修会を実施することで、民生委員活動の一助とするもの。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>年1回、テーマを決定し、講師を招き研修を行っている。</p> <p>平成29年度「LGBTについて」他1テーマ  平成30年度「ひとり親家庭の現状と子どもの貧困について」他1テーマ  令和元年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止  令和2年度「成年後見制度について」他2テーマ  令和3年度「ひきこもりと自殺対策について」他1テーマ  令和4年度「人権文化のまちづくり「同和問題(部落差別)について」～「誰か」のこと じゃない。～」他1テーマ</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	毎年度、民生委員のニーズに沿った研修テーマを設定しており、民生委員・児童委員からも直接的、間接的に役立っているとの声もあることから、民生委員・児童委員の地域活動の充実、強化に資するものと考えます。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
継続的な取組が必要。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
3月末に開催する地区民生委員児童委員協議会会長研修会にて人権研修を実施予定。		

①推進のための取組み																										
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実																										
②施策の方向性																										
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
地域包括支援センター運営事業	平成18年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>【高齢者】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくため、高齢者のための保健・医療・福祉・介護の総合相談窓口である地域包括支援センターを平成18年度に設置した。地域包括支援センターは、地域における高齢者の実態を的確に把握し、早期に必要なサービスにつなげられるよう総合的なマネジメントを行っており、地域全体を包括的にケアしていくネットワークの拠点としての役割を果たしている。</p> <p>本市は直営で運営しており、高齢者人口や日常生活圏域などを踏まえ、区役所、出張所に24か所の地域包括支援センター及び地域包括支援センターをバックアップする統括支援センターを各区1か所、合計31か所に設置している。</p> <p>また、高齢者等がより身近なところで相談できる体制を強化するため、地域包括支援センター職員が市民センター等を巡回する「高齢者いきいき相談」を随時開催している。</p> <p>さらに、相談者の都合に合わせて気軽に立ち寄れる介護等の相談窓口として、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会の会員施設のうち約50か所に「まちかど介護相談室」を設置し、地域包括支援センターの受付時間外(土曜日・日曜日等)でも相談に応じる体制づくりをしている。</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の保健・医療・福祉・介護に係る総合相談</li> <li>・介護予防ケアマネジメント</li> <li>・高齢者の権利擁護・虐待防止</li> <li>・包括的・継続的ケアマネジメント</li> <li>・その他在宅福祉サービスの利用相談</li> </ul>																										
⑦令和4年度までの実施状況																										
<p>【平成18年度事業開始】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間相談件数</td> <td>約208,000</td> <td>約210,000</td> <td>約220,000</td> <td>約220,000</td> <td>約226,000</td> </tr> <tr> <td>年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談</td> <td>6,210</td> <td>7,001</td> <td>7,210</td> <td>8,826</td> <td>9,913</td> </tr> <tr> <td>権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談</td> <td>3,520</td> <td>3,639</td> <td>3,909</td> <td>5,157</td> <td>6,387</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年間相談件数	約208,000	約210,000	約220,000	約220,000	約226,000	年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談	6,210	7,001	7,210	8,826	9,913	権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談	3,520	3,639	3,909	5,157	6,387
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																					
年間相談件数	約208,000	約210,000	約220,000	約220,000	約226,000																					
年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談	6,210	7,001	7,210	8,826	9,913																					
権利擁護に関する相談件数のうち、虐待に関する相談	3,520	3,639	3,909	5,157	6,387																					
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
<p>評価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>行政機関、地域を見守る民生委員・児童委員、地域の方々、企業と連携を取りながら、高齢者の人権を尊重しつつ取り組んでいる。また、課題を早期に発見し、早期の相談につながるよう、地域包括支援センターのリーフレットやマグネットを作成し、地域の方や介護保険事業者及び医療機関などに広く配布し、「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを積極的に行った。さらに、ケアマネジャーを対象としたケアマネジメント研修における高齢者虐待防止に関する研修の実施等により、虐待への関心や意識の高まりが相談件数の増加や早期の相談へと繋がっている。</p>																									
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
<p>相談内容については、権利擁護に関する相談、とりわけ虐待に関する相談が近年増加傾向にある。そのため、虐待等の困難事例への対応の強化やサービスの質を確保するため、人材の育成や効率的な人員配置による相談体制・機能の充実、及び関係機関との連携がさらに重要となる。</p> <p>また、課題の早期発見、早期相談につなげるため、引き続き「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを行っていく必要がある。</p>																										
⑩令和5年度以降の実施計画																										
<p>今年度も引き続き、地域が抱える課題の早期発見・把握に努め、関係団体等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくとともに、「地域包括支援センター」や「まちかど介護相談室」のPRを積極的に行うもの。</p> <p>また、相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化、多様化しているため、引き続き、子ども家庭局や産業経済局等の他局と連携を図るとともに、地域ケア会議や研修等を実施し、職員の質の向上に努め、相談内容に適切に対応していくもの。</p>																										

①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市障害者差別解消支援地域協議会の開催	平成28年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【障害】</p> <p>「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」に基づき、本市における障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、北九州市障害者差別解消支援地域協議会を設置・運営する。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
「北九州市障害福祉団体連絡協議会」への業務委託により、同団体と協働で運営。		
平成28年度	・8月 1日 北九州市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱策定・施行 ・協議会 3回	
平成29年度	・協議会 2回 ・作業部会 2回	
平成30年度	・協議会 2回 ・作業部会 2回 ・事例検討部会 1回	
令和元年度	・協議会 2回 ※書面開催 ・啓発検討会 3回	
令和2年度	・協議会 2回 ※書面開催 ・分散会 3回 ※3グループに分けて開催	
令和3年度	・協議会 2回 ※書面開催 ・分散会 3回 ※3グループに分けて開催	
令和4年度	・協議会開催 1回 ・事業者向け取組等検討部会 2回 ・事例公開等検討部会 2回 ・啓発方法等検討部会 2回	
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>本市における、障害のある人の相談に関わる各関係機関や民間事業者等との間で必要な情報を交換するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うことができた。令和4年度は、事業者による合理的配慮の提供義務化を中心とする障害者差別解消法の改正を受け、昨年度拡充した委員を「事業者向け取組」「事例公開」「啓発」の3部会に分け、議論を深める工夫を行った。</p> <p>障害当事者団体や家族会、ボランティア団体等から構成される「北九州市障害福祉団体連絡協議会」との協働で運営することで、当事者等の視点を活かした運営を行うことができた。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
協議会のより効果的な活用についての検討が必要。		
令和5年度以降の実施計画		
令和5年度以降も継続して協議会を開催していく。		

①推進のための取組み																						
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実																						
②施策の方向性																						
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進																						
③事業名	④実施期間	⑤所管局																				
北九州市自殺対策連絡会議及び自殺対策庁内連絡会議の開催	平成20年度～	保健福祉局																				
⑥事業・取組みの内容																						
<p>【人権全般】</p> <p>本市において自殺対策を総合的に推進するための体制として、平成20年度より、次の2種の会議を開催している。</p> <p>(1)北九州市自殺対策連絡会議 関係機関・団体の連携のもと、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整を図り、協議・検討を行う。</p> <p>(2)自殺対策庁内連絡会議 全市的に自殺対策に取り組むことを目的として、各局の関係部署が集まり、行政が実施すべき自殺対策や本市における基本理念・目標等の協議・検討を行う。</p>																						
⑦令和4年度までの実施状況																						
<p>(1)北九州市自殺対策連絡会議 (単位:回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)自殺対策庁内連絡会議 (単位:回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1	2	2	2	2	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1	1	2	1	1
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																		
1	2	2	2	2																		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																		
1	1	2	1	1																		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																						
<p>評価</p> <p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>自殺対策を進めるためには、より広く多岐にわたる分野・対象において取り組みを行うことが必要であり、行政内外に関わらず、関係機関・団体との連絡調整、情報共有からはじまり、連携・協働することが重要となる。</p> <p>そのための一つの手段として、いずれの会議も重要な役割を果たしている。</p>																					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																						
<p>自殺対策推進のためには、各会議における関係部署・機関とのさらなる連携強化並びに事業計画及び予算編成に反映するための具体的な施策展開へ向けた協議が必要となる。</p>																						
⑩令和5年度以降の実施計画																						
継続実施予定																						

①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
児童虐待防止啓発推進事業	平成8年度～	子ども家庭局
⑥事業・取組みの内容		
【こども】		
<p>子どもの人権問題である【児童虐待】の早期発見、早期対応、さらには発生予防に取り組む事業である。</p> <p>1 連携・ネットワーク体制の整備(要保護児童対策地域協議会の充実)</p> <p>2 虐待対応に関する周知・啓発、研修体制の充実(児童虐待問題市民講座の開催・児童虐待対応リーダー養成研修)</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>1 要保護児童対策地域協議会の開催(平成17年4月～)</p> <p>①市レベル(代表者) 年2回</p> <p>②区レベル(実務者) 原則年3回 各区で実施</p> <p>③個別ケース検討会議 随時</p> <p>2 研修等</p> <p>①児童虐待問題市民講座の開催 毎年11月(児童虐待防止推進月間)に年1回開催</p> <p>②児童虐待対応リーダー養成研修会の開催 保育所と幼稚園、小中学校、高等学校等の対象機関に対し、年1回実施</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	
	<p>・要保護児童対策地域協議会:全市レベル・各区レベルの階層別に情報の共有や個別ケースの協議を通じて、より良い連携や対応方法を検討した。</p> <p>・児童虐待問題市民講座:令和4年度は動画配信及び上映会を実施し、市民や関係機関の職員が児童虐待の現状や予防の仕組み、体罰によらない子育ての必要性を学び、子どもの人権を守ることの重要性を学ぶことができた。 (YouTube配信再生回数:1,682回、上映会参加者数:26人)</p> <p>・児童虐待対応リーダー養成研修会:令和4年度は保育所、幼稚園、放課後デイサービス等の職員を対象に開催し、早期対応の重要性と具体的な動きを再認識することができた。 (Zoom参加者数:156名、YouTube配信再生回数:1,078回)</p> <p>児童虐待は、子どもへの最大の人権侵害であることを研修等を通じて周知していくことができた。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>児童虐待の早期発見・早期対応・発生予防につなげるために、関係機関の職員等に対して、研修や連続講座などを今後とも継続して実施していくことが重要だと考えている。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>1 要保護児童対策地域協議会</p> <p>①市レベル(代表者) 年2回</p> <p>②区レベル(実務者) 年3回</p> <p>③個別ケース検討会議 随時</p> <p>2 研修等</p> <p>①児童虐待問題市民講座の開催 11月(児童虐待防止推進月間)に開催</p> <p>②児童虐待対応リーダー養成研修会の実施 幼稚園・保育所・小中学校・放課後児童クラブ等を対象に実施</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権週間に伴う啓発行事		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
【人権全般】		
法務省の定める主な人権課題などに関する人権啓発行事を人権週間にあわせて行うもの。		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>12月4日～10日の人権週間については、人権文化推進課の人権啓発の中でも、最重要と位置づけ、毎年継続して各種人権啓発行事を行う。</p> <p>【令和4年度の実施内容】</p> <p>①記念講演会 12月3日(土)黒崎ひびしんホール 講師：料理研究家 コウケンテツ  テーマ：外国人・女性「食を通して人が、世界がつながる」  12月9日(金)北九州芸術劇場 講師：俳優・タレント・歌手 つるの剛士  テーマ：子ども・インターネット「もっと広がれ！子どもの笑顔！」</p> <p>②街頭啓発：八幡西区黒崎駅前商店街及び小倉北区小倉駅前ペDESTリアンデッキにて実施</p> <p>③作品募集及び展示  作品募集：人権についてのポスター、標語作品を募集し、入選作品を表彰  標語：応募総数 2,805作品 ポスター：応募総数 232作品  作品展示：教育委員会が募集した市内の小・中・特別支援学校の児童・生徒のポスター、書写、標語等の作品を各区において展示</p> <p>④広 報：市政だより等への掲載、新聞広告、懸垂幕・横断幕の掲出、ポスター掲示(市有施設・JR駅等)、公用車ステッカー掲示、CMテレビ放映等。</p> <p>⑤啓発情報紙：「いのち あい ころ」作成、市内各世帯に配布(市政だより12月1日号と同時配布)</p> <p>⑥ふれあいフェスタの開催：11月20日(日)、ウェルとばた</p> <p>⑦北朝鮮人権侵害問題啓発行事  講演会・アニメ「めぐみ」上映：10月10日(月・祝) ウェルとばた2階 多目的ホール  講師：北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長 飯塚 耕一郎(拉致被害者田口八重子さんの子息)  拉致被害者御家族のビデオメッセージ上映：11月20日(日)ウェルとばた2階 ふれあいフェスタ2022会場内  パネル展：12月3日(土)～12月11日(日) ムーブ1階交流広場</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>例年、人権週間期間中、各区において地域の団体や行政機関等と連携して多くの啓発行事を実施することができ、また多くの市民、団体が参加している。</p> <p>講演会で行った来場者アンケートの結果においても、「講演会の内容は大変よかった・よかった」、「今回の講演会に参加して人権問題についての関心・理解が大変深まった・深まった」のいずれもが約90%の高い評価を得ることができた。</p> <p>啓発であるため、数値指標等で示すことはできないものの、講演会以外の取組みとも合わせ、多くの市民に対し、集中的・効果的に人権意識を高揚することができたことが大きな効果といえる。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
引き続き、市民や関係団体との連携を図り、啓発行事への参加を一層促進する。		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続実施		



①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化	平成19年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部(法テラス北九州)と情報交換を行い、連携を図りながら、複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、相談機能の充実を図っている。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>平成18年度より毎年1回程度3機関の担当者が集まり、相談業務の現状について情報交換や意見交換を行っている。令和4年度は、令和4年5月24日人権推進センターにて、令和2年度及び3年度における各機関の相談業務の状況等についての情報交換会を開催。</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>3機関の情報・意見交換を通じ、相談機能の強化を図ることは、複雑化・多様化する相談内容＝市民ニーズに適切に対応していくために不可欠な取組みであり、3機関ともに、今後も継続していくことで合意している。互いに相談者を引き継ぎやすくなり、迅速な対応が可能となっている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>より一層有意義な情報交換の場とするよう工夫し、引き続き連携を深めていく。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p>		

①推進のための取組み														
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実														
②施策の方向性														
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実														
③事業名	④実施期間	⑤所管局												
地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業	平成17年度～	保健福祉局												
⑥事業・取組みの内容														
【人権全般】 「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター(9館)と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。														
⑦令和4年度までの実施状況														
地域交流センターと市民センター等が連携し、人権講演会や人権フェスティバルを行うなど、市民センターとの連携・協働を積極的に図りながら、人権啓発事業や地域交流事業に取り組んだ。														
【市民センター等と連携した事業】														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>4事業</td> <td>9事業</td> <td>15事業</td> </tr> <tr> <td>市民センター等の数</td> <td>4館</td> <td>13館</td> <td>17館</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	R2	R3	R4	事業数	4事業	9事業	15事業	市民センター等の数	4館	13館	17館
区 分	R2	R3	R4											
事業数	4事業	9事業	15事業											
市民センター等の数	4館	13館	17館											
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由														
評 価														
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民センターとの連携強化は人権課題解決にとって有意義であり、「人権文化のまちづくり」の推進に寄与したものと考え。連携により、該当事業の参加者は、2,500人以上となった。													
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し														
講演会では参加者が固定化されないよう、テーマや講師、開催日時の工夫が必要である。														
⑩令和5年度以降の実施計画														
地域交流センター及び市民センター等の講座やクラブ等で制作した作品展の開催や共催で人権講演会を行う。														

①推進のための取組み					
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実					
②施策の方向性					
地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実					
③事業名	④実施期間	⑤所管局			
自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援 (再掲) 第3章 2-(2),(9) 第4章 2-(1)-②-イ,2-(2)-①,⑤	平成11年度～	保健福祉局			
⑥事業・取組みの内容					
<p>【人権全般】</p> <p>自助グループ(セルフヘルプ・グループ)とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めることを目指す活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催</p> <p>市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議</p> <p>北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>					
⑦令和4年度までの実施状況					
(1)セルフヘルプ・フォーラム (平成11年度より年1回開催)					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ※	令和3年度	令和4年度
開催日	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)	11月3日(木・祝)
参加人数	約220名	約190名	-	87名	101名
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止					
(2)北九州セルフハート会議 (平成11年度より開催)毎月第4月曜日19:00～					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	10回	10回	7回	7回	11回
参加人数	延167名	延124名	延91名	延82名	延111名
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価					
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	北九州セルフハート会議の活動を通して、市民活動としての自助グループの活動を支援し、さらにセルフヘルプ・フォーラムを開催することで、その情報や重要性を市民に情報提供することができた。また、各グループのメンバーが抱える悩み(障害・病気等)や問題について、同じような悩みを持つ市民と各グループとの出会いの場を提供する機会となっている。				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
参加者や参加グループが固定化される傾向があるため、一般市民や新たなグループの参加が増えるよう広報する必要がある。					
⑩令和5年度以降の実施計画					
(1)セルフヘルプ・フォーラム 継続実施予定					
(2)北九州セルフハート会議 毎月1回開催					

①推進のための取組み		
第3章 2-(6) 人権のネットワークの充実		
②施策の方向性		
ネットワークを活用した人権に関する情報の効果的な提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権啓発活動ネットワーク協議会(再掲)	平成10年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>【人権全般】</p> <p>福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会及び北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、法務局、人権擁護委員協議会及び周辺自治体と相互連携して、人権啓発活動を総合的、効果的に実施する。</p>		
⑦令和4年度までの実施状況		
<p>(福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会)  構成団体:福岡法務局、福岡県人権擁護委員連合会、福岡県、福岡市、北九州市、  (公財)福岡県人権啓発情報センター、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会  会 議:年3回(活動計画、情報交換、活動報告)  活動内容:同和問題啓発CM放送、ふれあいフェスタ、HP開設他</p> <p>(北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会)  構成団体:福岡法務局北九州支局(事務局)、北九州人権擁護委員協議会、北九州市、中間市、芦屋町、  水巻町、岡垣町、遠賀町、福岡法務局行橋支局、行橋人権擁護委員協議会、行橋市、豊前市、  苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町  会 議:年2回(活動計画、情報交換、活動報告)  活動内容:人権啓発マッチ(ギラヴァンツホームゲーム)、ふれあいフェスタ、人権の花運動、  HP開設他</p>		
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価	<p>国、県の機関及び県内の市町、人権擁護委員などの団体と連携を密にし、共同で事業を実施することによって、より効果的な啓発活動の実施が可能になっている。</p> <p>令和4年度の人権啓発マッチ(ギラヴァンツ北九州)での共同啓発やふれあいフェスタ2022へのブース出展等において、法務局及び北九州人権擁護委員協議会と緊密に連携を取り、啓発効果の向上を図れた。法務局及び北九州人権擁護委員協議会がふれあいフェスタ会場で実施したポッチャ体験には、147名の参加があり、盛況かつ楽しい雰囲気の中で、人権啓発が実施された。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり 課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「人権文化のまちづくり」は社会全体で取り組むことが必要であり、そのためには、国、県等の行政機関はもとより、地域に密着した人権啓発活動に取り組んでいる人権擁護委員との連携が不可欠である。今後も、より一層連携を充実・強化して効果的な人権啓発活動を行いたい。</p>		
⑩令和5年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み												
第3章 2-(6) 人権ネットワークの充実												
②施策の方向性												
ネットワークを活用した人権に関する情報の効果的な提供												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
児童虐待防止医療ネットワーク	平成26年度～	子ども家庭局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>【こども】</p> <p>児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、医療機関では虐待が疑われる児童の受診も多い。しかし、医療機関によっては知識や経験が不十分であったり、組織的な対応体制が整っていない場合もある。</p> <p>このような現状を踏まえ、地域医療全体の児童虐待防止体制を整備することを目的に、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始した。</p> <p>核となる医療機関を中心に、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者への研修等を行い、虐待の早期発見、早期対応につながる適切な対応ができる体制づくりを進めるもの。</p> <p>拠点病院において、下記の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療機関からの相談受付及び情報共有</li> <li>・家族と子ども支援委員会の開催(院内の小児科医師・看護師、検察、警察、児童相談所等で情報共有やケース検討を実施。)</li> </ul>												
⑦令和4年度までの実施状況												
<p>拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、児童虐待対応に関する相談への助言、児相虐待対応向上のための教育研修を行った。</p> <p>毎月、家族と子ども支援委員会を開催し、個別のケースごとに検討・情報交換を行った。</p> <p>令和元年度に、医学的見地からの児童虐待早期発見のポイントや虐待が疑われる場合の対応、児童虐待防止医療ネットワーク事業の内容を記載した医療機関向けのリーフレットを作成し、令和2年度、北九州市医師会を通じて医療機関に配布した。</p> <p style="text-align: center;">【拠点病院の相談受付件数】 (単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>365</td> <td>534</td> <td>749</td> <td>849</td> <td>767</td> </tr> </tbody> </table>			H30	R1	R2	R3	R4	365	534	749	849	767
H30	R1	R2	R3	R4								
365	534	749	849	767								
⑧令和4年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評 価												
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>拠点病院にて、毎月、家族と子ども支援委員会を開催し、医療関係者のほか、児童相談所・検察・警察等で情報共有を行い、連携を図っている。</p> <p>医療機関の研修会等において研修を行い、事業の周知・虐待対応に関するノウハウの伝達等を行っている。</p>											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>今後も継続して、地域の医療機関への虐待対応に関するノウハウの伝達や他の医療機関とのネットワークの構築に取り組む必要がある。</p>												
⑩令和5年度以降の実施計画												
<p>拠点病院において、下記の取り組みを継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療機関からの相談受付及び情報共有</li> <li>・家族と子ども支援委員会の開催(院内の小児科医師・看護師、検察、警察、児童相談所等で情報共有やケース検討を実施。)</li> </ul>												